

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第7号

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害物取扱手当) 第5条 有害物取扱手当は、職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項各号、第18条各号若しくは別表第3第1号に掲げる物又はこれに準ずる物（別に定めるものに限る。）を使用して行う検査又は試験の業務に1日につき2時間以上従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(有害物取扱手当) 第5条 有害物取扱手当は、<u>大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第2条第1項に規定する水質管理センターその他別に定める機関に勤務する職員が、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項各号、第18条各号若しくは別表第3第1号に掲げる物及びこれに準ずる物（別に定めるものに限る。）を使用して行う検査又は試験の業務に1日につき2時間以上従事したときに支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。